

社会福祉法人みなの福祉会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和7年4月1日～令和11年3月31日までの4年間

2 目標と取組内容・実施時期

目標1 男性職員の子育て目的の休暇取得率を50%以上にする。

<取組内容>

- ・令和7年 4月～ アンケートによる現状把握を行い、既存の休暇制度を整理したパンフレットを作成し配布する。
- ・令和8年 4月～ 子育て休暇を取得した男性職員の体験談を職員会議等で紹介、共有する。
- ・令和8年10月～ 子育て目的の休暇取得状況を定期的に調査・分析し、課題の洗い出しと改善策の実施を行う。

目標2 介護・看護職員の在宅勤務可能業務を調査し、在宅勤務を実施可能にする。

<取組内容>

- ・令和7年 4月～ 既存業務の中から、在宅で実施可能な業務の特定を行う。またオンラインで可能な業務フローの検討を行う。
- ・令和8年 4月～ 1～2名の試行職員を選出し、既存のIT機器を活用した在宅勤務を月1回程度ずつ施行する。
- ・令和8年10月～ 試行結果を分析し、必要なハードウェアやソフトウェアの導入検討及び導入を行う。
- ・令和9年 4月～ 職種・業務内容に応じて段階的に対象を拡大する。
- ・令和10年4月～ 在宅勤務の実施状況と効果を定期的に調査・分析し、課題の洗い出しと改善策の実施を行う。